
令和元年第4回玖珠町議会定例会会議録(第2号)

令和元年12月5日(木)

1. 議事日程第2号

令和元年12月5日(木) 午前10時開議

第1 議案質疑

(議案第94号から議案第108号、陳情第7号から陳情第8号)

第2 討論・採決

(議案第99号)

第3 上程議案の委員会付託

(議案第94号から議案第98号、議案第100号から議案第108号、陳情第7号から陳情第8号)

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 議案質疑

(議案第94号から議案第108号、陳情第7号から陳情第8号)

日程第2 討論・採決

(議案第99号)

日程第3 上程議案の委員会付託

(議案第94号から議案第98号、議案第100号から議案第108号、陳情第7号から陳情第8号)

出席議員(14名)

1 番	横山弘康	2 番	衛藤和敏
3 番	河島公司	4 番	細井良則
5 番	松下善法	6 番	小幡幸範
7 番	松本真由美	8 番	大野元秀
9 番	宿利忠明	10 番	河野博文

11番 秦 時 雄

12番 高 田 修 治

13番 藤 本 勝 美

14番 石 井 龍 文

欠席議員（な し）

職務のため議場に出席した者の職氏名

事務局 長 村 木 賢 二

議事庶務班主幹 山 本 恵 一 郎

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宿 利 政 和	教 育 長	秋 吉 徹 成
総 務 課 長	石 井 信 彦	政策法務課長	繁 田 良 一
企画商工観光課長	衛 藤 正	基地対策室長	清 原 洋 一
税 務 課 長	秋 好 英 信	福祉保健課長兼 子育て世代 包括支援センター 設立準備室長	西 村 正 明
住 民 課 長	藤 原 八 栄	建設水道課長	穴 井 智 志
建設水道課 水道室 長	長 柄 義 正	農 林 課 長	藤 林 民 也
人権確立・ 部落差別解消 推進 課 長	瀧 石 裕 一	会計管理者兼 会 計 課 長	江 藤 幸 徳
教育総務課長兼 学校給食センター所長	横 山 芳 嗣	学校教育課長	佐 藤 貴 司
社会教育課長兼 中央公民館長兼 わらべの館館長兼 久留島武彦 記念館事務局長	長 尾 孝 宏	社 会 教 育 課 参 事	吉 野 弥也子
農業委員会 事 務 局 長	渡 邊 克 之	監 査 委 員 事 務 局 長	時 枝 弘 法
監 査 委 員	河 野 好 美	総務課長補佐兼 行政班主幹	神 田 裕 一

午前10時00分開議

○議 長（石井龍文君） おはようございます。

開議に先立ちまして、傍聴される皆さんにお願いします。

会議中は静粛に願います。

なお、会議中の言論に対し、拍手や可否表明、言動はかたく禁じられております。

また、会議の傍聴規則第7条及び第9条の規定により、写真撮影や録音機器の使用は禁止されてい

ます。携帯電話、スマートフォンをお持ちの方は、電源をお切りになるか、マナーモードに設定されますよう御協力願います。

ただいまの出席議員は14名です。

会議の定足数に達しております。

直ちに本会議を再開し、本日の会議を開きます。

日程第1 議案質疑

(議案第94号から議案第108号、陳情第7号から陳情第8号)

○議長(石井龍文君) 日程第1、これより議案質疑を行います。

議案集をお出してください。

議案集1ページです。黄色の表紙の参考資料集は1ページから4ページです。

議案第94号、玖珠町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6番(小幡幸範君) 議席番号6番小幡です。

議案の第23条第2項について、夜間勤務に係る報酬が記述されていますが、夜間における正規の勤務時間に対して通常の報酬の100分の100が支給されるので、夜勤に係る報酬の割合は手当と同様に100分の25に本来なるんじゃないかと考えられるんですが、執行部の見解を伺います。

○議長(石井龍文君) 石井総務課長。

○総務課長(石井信彦君) 第23条第2項の規定でございますが、短時間勤務の任期付職員の夜間手当という規定がそもそもございません。したがって、報酬での調整をする以外にないということで、こういった規定となっているものでございます。

以上でございます。

○議長(石井龍文君) ほかに質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番(河野博文君) 10番河野です。

今の件なんですけれども、普通、5時過ぎて夜間に入るまで10時まで、そしてまた朝が6時から過ぎてするのが普通残業で1.25で、夜間の場合には1.5に普通どこの企業もしていると思うんですけれども、夜間は1.25でいいんでしょうか。

○議長(石井龍文君) 石井総務課長。

○総務課長(石井信彦君) 玖珠町職員の給与条例等では、職員の夜間勤務手当がございまして、短時間の任用職員につきましては夜間手当という規定そのものがございませんので、報酬で調整をすると

いう形でございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 今の規定がないということなんですけれども、労働基準局なのか基準局というのか、そういうところでこれで通るんですかね。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） ですから、実際には増額した金額となります。手当として支給するのか、本俸の中でその分を見込むのかと、そういった違いになっております。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） それは違うんじゃないですかね。あくまで本俸が決まったら、それに対して残業した場合の時間で1.25倍の支払いになる、そしてまた夜間になったら1.5倍にする、そういう法律があると思うんですけれども、今言われたのは町だけでそういうふう解釈されてよろしいんですかね。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） こちらの規定につきましては、玖珠町独自の規定ではございません。総務省から示されております条例の例に基づきまして、全国一律に短時間の任期付職員については本俸の中で調整をするという、そういった規定でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第94号の質疑を終わります。

次に、議案集9ページです。参考資料集は5ページです。

議案第95号、玖珠町一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の制定について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

6番小幡幸範君。

○6番（小幡幸範君） 6番小幡です。

第7条、給与に関する特例についてですけれども、第1から第7号の各号給ごとに給与月額が記述されていますけれども、これが各号どのような職種が該当するのか、それとまたもう一点が、給与月額が5号給で6万8,000円、6号給で71万、7号給で83万と、玖珠町長の月額が52万に対して非常に高額であると考えられますけれども、この月額の積算根拠を伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） こちらの給与に関する特例の条項でございますけれども、基本的には地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律という提案理由の中にも書いてございますが、こ

の法律及び人事院規則等に基づいての規定でございます。この金額につきましては、人事院勧告で額についても規定をされているものでございます。

具体的にどういった職が考えられるかということでございますけれども、相当困難な高度な専門的知識を有する者という規定でございまして、他の自治体の例では医療職、医師の方、それから研究職の方、それとか場合によっては弁護士の方をこういった任期付の条例の規則で定めて運用を行っているというふうに聞いております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第95号の質疑を終わります。

次に、議案集13ページです。参考資料集は6ページから8ページです。

議案第96号、玖珠町行政組織条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 9番宿利です。

行政組織一部改正、これは3月にあったと思うんですけども、そのときに環境防災課から消防と交通に関するのを総務課に移して、基地対策室に変えた経緯があるわけですね。それが今度それをまた元に戻して、基地・防災課に変わるわけですけども、業務内容とすれば環境と基地が変わった、そのところで行政組織を変えるということは、住民サービスとか住民により使いやすくなるとか、いろんな意味でのサービス機能の向上のためにこれは当たるべきだろうと思うんですけども、この3月に変わっても、また年度も変わらないうちにまた出してくる。

子育て健康支援にしても、住民の皆さんは子育て支援を一括してということ、これも含めて健康も入るんでしょうけれども、何となくわかりにくいかなというような。それにもうひとつは係を班にしてこういうことは班体制で、縦割りじゃなくて横割りとかいう形で3月に変えたと思うんですね。そうした中でまたこういう条例の一部改正が出てきたというのはどうなのか、まず、そこ一点、お伺いします。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 先日、議会の全員協議会の中でも行財政改革の基本的な考えを説明させていただいたところでございます。今後、職員の数につきましても縮減をしていかなければならない。そういった中で、まず基本的な考えといたしまして、どうやって業務を行う上で職員数を、マンパワーを確保するかということが、一番大事なかなというふうに考えております。

そういった中で、まず、昨年からもお示ししていますように、大きな課、大きな班にすることによりまして、管理職でありますとか、統括、主幹の分をなるべく縮減して行って、職員数、実際の業務

に当たる職員の数を確認する、そういった考えから、今回提案させていただいたものでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 行財政の中で、今、職員の減をして、大きな課にしてというような説明ございますけれども、実際は課をまたつくるんですね。基地対策室が基地・防災対策課になるわけですね。そのかわり、そのかわりと言っては悪いんですけども、水道室を減らしたというような話になってくるんだろうと思いますけれども、今の説明と少し矛盾するのかなという気はせんでもないんで、大きな課にしてというところですね、新しく課を、またもとに、環境防災課がちょっと名が変わっただけでもとに戻ったというような印象しかないんですけども、そこら辺のところ。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 実際、条例には出てこない部分とかでも、今後人事とかでもいろいろ出てくるというふうにも考えております。環境防災課につきましては、全員協議会の中でもちょっとお話をさせていただきましたが、現在、防災関係に関する全県的な会議、それから筑後川水系ということで福岡のほうまででも会議の出席要請が来ておりまして、現在なかなかそこら辺まで管理職である私が出席できていないという状況もございます。管理職につきましても、なるべく多くの管理職にいろんな業務を持っていただいて業務を行っていくほうが、結果的に住民の福祉につながるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

5番松下善法君。

○5番（松下善法君） 5番松下善法です。

今、宿利議員が言われたのに関連ですけれども、職員を削減するというふうに課長答弁ありましたけれども、これは言われているのと逆行しているかなと思うわけでございます。

特に医療に関することで、きょうも朝、議員のほうで話が出たんですけども、高齢者初め成人の医療と子供に対する医療と分けているような形だと思うんですね。福祉保健課のほうに医療がまたあって、子育ての方にも子育ての医療がある。職員を削減するという意味では、一本化になっていないので連携が医療の部分でうまくできるのかということと、分けているので人がそれだけ別々に要るということだと思いますけれども、その点についてはよく吟味してこういう体制にされたのでしょうか、お伺いします。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 医療についてでございますが、このたびの子育て健康支援課の設立に向けて、総務課のほうともお話をしたところでございますが、まず医療につきましては、福祉のほうに残る分と言いますと、障がい者に限る医療になる形で

ございます。健康推進班のほうにつきましては救急医療、あと保健予防でありますと各種の予防接種等と、健康増進につきましては愛育健康づくりの事業、食に関すること等で分かれて、今までどおり健康推進が持つ部分は持っていていただく、そういうふうな形で考えております。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 医療にという規定につきましては、ただいま福祉保健課長が答弁したとおりでございますけれども、全体的な職員数としては、来年度も本年度に比べて縮減という方向になっておりますので、その中での割り振りということでございます。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） そのほかに質疑はありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

先ほど、統括と主幹を減らすという話をされました。実際、今度新しい組織になったときに何人ぐらい減るのか、また、今言われました職員の縮減ですけれども、何人ぐらいしていけば、町としてちゃんと減らしながらも町の運営ができるか、その辺どんなふうを考えられるか、ちょっと教えてください。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 統括、主幹が今後何人ぐらいになるかということでございますけれども、基本的には縮減の方向で検討しておりますが、まずは課の数が正式に議決いただいた後に、それから具体的な事務については、規則で各班の体制が決まっていますので、その中での調整になるかと思えます。

最終的に、何名の職員で町がうまく運営できるのかということでございますけれども、行革の中ではかなり縮減をしていかないと、財政的に厳しいということは見通しが立っておりますが、全国的な類似団体の規模からいいますと、やはり面積が多い自治体については、職員の数がそれなりに大きいというのは現実でございます。どこまで減らして町政の運営がスムーズにいくかということは、これから事務のシステム、それから機構、いろいろなものを総合的に勘案しながら検討が必要かと考えております。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

先ほど、課長が主幹と統括を減らすと言われたんですよ。ということは、やはりこういうのをつくるときには、そういうことを計算した上でこういう組織図をつくっていくんじゃないかな。今聞いたら、その方向でいくみたいな感じでまだはっきりわからない。それから昨日、行財政改革で聞いた中では、担当の主幹、統括ですか、7年後に約7名減るといふ、1年間に1名ずつ減っていくというような案を私たちには見せてくれました。しかし、そのようなことがちゃんと皆さん方の中ではっきり話されてやっつけられているのか。そして今言ったように、こういう変えるときにはちゃんとそこま

で徹底して、どのくらいの人数でやっていくとかいうことを把握されてからこういう計画を出してほしい。

この前も、議会が始まる3日ぐらい前に議案書くれて、それがまたすぐ二、三日たったら差しかえ、こういう安易な考え方でやられたら困ると思うんですよ。その辺しっかりやってほしいのと、もう一つ福祉保健課のほうに聞きたいんですけども、子育て支援の準備室、もう全てでき上がっておりますか、来年からの体制が。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 子育てのセンター準備室でございますが、来年の4月から実施をするという形で、今、取り組んでおるところでございます。

以上であります。

○議長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） センターの設立に関しても、今やっている段階で、まだそれも来年の4月までじゃないとでき上がらない。そういう中で、この課にまた新しく健康とかそういうのが入って行って、またせつかく子育て支援課としてセンターができるところが、またほかの仕事が来てまた運営が遅くなる可能性があるんじゃないかな。せつかく今、準備室でつくりよるのに、それはまだでき上がってないのに、今度この課をつくって、そしてそれにいろいろくっつけていく。やはり子育て支援センター、それをちゃんとした形ででき上がってからそれにくっついてくるんならいいけれども、それもまだでき上がらないうちにこういうのも入って行って、皆さん方、ちゃんと来年の4月から町民の方々が期待されていることができるかどうか、それ確認、それができるんだったら別に反対もしませんし、我々はどんどん進めていきたいと思っていますので、考え方をお聞かせください。

○議長（石井龍文君） 西村福祉保健課長。

○福祉保健課長兼子育て世代包括支援センター設立準備室長（西村正明君） 今回の課の新設につきましては、総務課との協議をずっと行ってきたわけでありましたが、支援センター、子育て包括支援センターをつくるに当たりまして、今、実際、子育て支援班と健康推進班、これが協力してやっているところでございます。

その中に、子育ての分はどちらかというと、こども園等の事務的なこと、あと虐待のこととかをやっておるところであるんですが、子供の妊娠期から18歳まで切れ目なくするということで、母子保健とのかかわりが非常に多くございます。支援課の中に母子保健の部分に移せばいいんですが、なかなかそこが保健師さんの関係だとか、あとまた成人の関係だとかございまして、非常に難しいところでございます。もう一緒になるのであれば、そういった母子保健の現状もありますので、子育て支援班と2つを一つにして進めていったほうがいいんじゃないかなということでの予定でございます。

以上です。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） この子育て健康支援課をどこにどういう形で設置するのかお伺いします。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 開会日当日にも全員協議会で御説明をさせていただきました。住民サービスが停滞しないために、基本的には庁舎内の窓口の並びに何とか配置をしたいというふうに考えております。しかしながら、物理的になかなか非常に困難なことが想定されておりますので、今後さらに詰めていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

9番宿利忠明君。

○9番（宿利忠明君） 今の話、またこれが決まったら検討していくということですか、場所。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） これが決まったらということではございません。今現在も検討しているところでございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第96号の質疑を終わります。

次に、議案集15ページです。参考資料集は9ページから10ページです。

議案第97号、玖珠町自治会館の設置及び管理に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第97号の質疑を終わります。

次に、議案集16ページです。参考資料集は11ページです。

議案第98号、玖珠町職員の分限に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第98号の質疑を終わります。

次に、議案集17ページです。参考資料集は12ページから22ページです。

議案第99号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、質疑を行います。質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第99号の質疑を終わります。

次に、議案集23ページです。参考資料集は23ページです。

議案第100号、玖珠町職員等の旅費に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第100号の質疑を終わります。

次に、議案集24ページです。参考資料集は24ページです。

議案第101号、玖珠町有財産条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 8番大野です。

普通財産の貸付料第4条を削除するということですが、今後、貸し付けを行う場合の根拠はどうするのか伺います。いわゆる評価額によるもの等を削除する条例かなと思いますけれども、今後、貸し付けを行う場合の根拠はどのようなことで行うのか、伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 今現在、規定、要綱等は策定しておりませんが、進出企業、森中学校に進出する、旧森中学校跡地に進出を希望されている企業等もございまして、実際の要望額とこちらの現在での規定での算出額と、大きな開きがございまして、どういったところが一番利用促進を可能になり、しかも町の財産を使うということでございまして、住民の皆様にとっても納得ができないというようなことでは設定できませんので、今後詰めていくこととしております。

○議長（石井龍文君） 8番大野元秀君。

○8番（大野元秀君） 8番大野です。

今の答弁の中なんですけれども、この評価額によるものというのを、それなら外さなくてもいいんじゃないかなと、これ質疑じゃないんですけれども、私は思うんですけれども、外す理由は何かを伺います。

○議長（石井龍文君） 石井総務課長。

○総務課長（石井信彦君） 開会日に町長が提案理由の説明の中で申し上げたとおりでございますが、より柔軟に対応したいというところでございます。具体的には、貸し付けにつきましては、玖珠町の財務規則第143条に普通財産の貸し付けの規定がございまして、その中で、貸し付けるときの条件等が規定をされておりますので、その規定にのっとっての貸し付けを行っていきたいというところでございます。

○議長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第101号の質疑を終わります。

次に、議案集25ページです。参考資料集は25ページです。

議案第102号、玖珠町ふれあい福祉バスの設置及び管理運行に関する条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

ちょっと聞きたいんですが、この玖珠町ふれあい福祉バスについて、小学生が通学に使われていることがあるんですか。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 通学便が2便ほどありまして、通学にも利用されております。

○議 長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） 10番河野です。

やはり小学生の通学とかに関しては、これは今、半額にする予定なんですかね、大人に対して。子供さんたちがもしそういうのを使われる場合は、やはり中学校がスクールバスがあるのと一緒で、小学生に対しても無料でバスを使わせてあげるようなことは考えられませんか。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） ふれあい福祉バスは、平成18年度から運行を開始されたんですが、そのとき路線バスと合わせて、その時点から小学生は半額としておりました。ただし、明文化されていなかったため、今回新たに一部改正案を出したところでありますが、ただいま言われたように、無料化については今後ちょっと検討させていただきたいと思います。現時点では半額でということを実施したいと思っております。

○議 長（石井龍文君） 10番河野博文君。

○10番（河野博文君） これはもう検討とかじゃなくて、直ちにこの議会の中でもこれを無料ということを出していただきたい、条例を改正した案を出していただきたいなというふうに思っておりますが、どうでしょうか。

○議 長（石井龍文君） 衛藤企画商工観光課長。

○企画商工観光課長（衛藤 正君） 検討させていただきます。

○議 長（石井龍文君） ほかに質疑ありませんか。

(な し)

○議 長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第102号の質疑を終わります。

次に、議案集26ページです。参考資料集26ページです。

議案第103号、玖珠町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第103号の質疑を終わります。

次に、議案集27ページです。参考資料集は27ページです。

議案第104号、玖珠町消防団条例の一部改正について、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第104号の質疑を終わります。

次に、議案第105号、令和元年度玖珠町一般会計補正予算（第3号）、別冊となっています。お出してください。

2ページ、第1表歳入歳出予算補正、歳入から12ページ、歳入歳出補正予算事項別明細書、1、総括、歳出、最後まで質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、13ページ、歳入、13款分担金及び負担金から16ページ、22款町債、最後まで、質疑を行います。

質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、17ページ、歳出、1款議会費から21ページ、2款総務費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく21ページ、3款民生費から25ページ、4款衛生費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく25ページ、6款農林水産業費から29ページ、9款消防費、最後まで、質疑ありませんか。

(な し)

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、同じく29ページ、10款教育費から32ページ、11款災害復旧費、最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

次に、33ページ、玖珠町給与費明細書一般会計（補正）から42ページ、給与費明細書玖珠町水道事業会計（補正）、最後まで、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

全体を通して、質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第105号の質疑を終わります。

次に、議案第106号、令和元年度玖珠町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第106号の質疑を終わります。

次に、議案第107号、令和元年度玖珠町介護保険事業特別会計補正予算（第2号）、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第107号の質疑を終わります。

次に、議案第108号、令和元年度玖珠町水道事業会計補正予算（第1号）、別冊となっています。お出してください。

歳入歳出一括して質疑を行います。

質疑ありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 質疑なしと認めます。

議案第108号の質疑を終わります。

以上で、議案質疑を終結いたします。

日程第2 討論・採決（議案第99号）

○議長（石井龍文君） 日程第2、議案第99号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、これより討論、採決を行います。

議案第99号に対する反対意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） 賛成意見の発言はありませんか。

（なし）

○議長（石井龍文君） これより採決を行います。

議案第99号、玖珠町職員の給与に関する条例の一部改正について、反対意見の発言もありませんでしたので、これを採決したいと思います。御異議はありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

議案第99号について、原案のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

（起立全員）

○議長（石井龍文君） 起立全員です。

よって、議案第99号は可決されました。

日程第3 上程議案の委員会付託

（議案第94号から議案第98号、議案第100号から議案第108号、陳情第7号から陳情第8号）

○議長（石井龍文君） 日程第3、これより上程議案及び陳情の委員会付託を行います。

お諮りします。

議案第94号から議案第98号及び議案第100号から議案第108号までの14議案は会議規則第39条の規定により、お手元に配付しております付託表（案）のとおり、それぞれの常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、議案第94号から議案第98号及び議案第100号から議案第108号までの14議案は、付託表（案）のとおりそれぞれの常任委員会に審査の付託をすることに決しました。

次に、陳情2件につきましては、会議規則第92条及び第95条の規定により、あらかじめお手元に配付しております付託表（案）のとおり、常任委員会に審査の付託を行いたいと思いますが、異議あり

ませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、陳情2件につきましては、付託表（案）のとおり常任委員会に審査の付託をすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

お諮りします。

あす6日から9日までの間は議案考察のため休会とし、10日及び11日の2日間において一般質問を行いたいと思いますが、異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（石井龍文君） 異議なしと認めます。

よって、来週の10日及び11日の2日間において一般質問を行うことに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御協力ありがとうございました。

午前10時40分 散会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和元年12月5日

玖珠町議会議長 石井龍文

署名議員 細井良則

署名議員 河野博文